

許 可 証

村田町指令第263号

(住所又は所在地) 宮城県柴田郡村田町大字村田字西原227番地8
(氏名又は名称及び
代表者氏名) 有限会社 マルジン
代表取締役 千葉 智 英

令和6年2月22日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和6年 3月21日

村田町長 大 沼 克 巳



- 許可の有効期間
令和6年 4月 1日から
令和8年 3月31日まで
- 営業区分
収集及び運搬
- 取り扱う一般廃棄物の種類
家庭系一般廃棄物（臨時ごみ・粗大ごみ）、家電リサイクル法対象機器、
事業系一般廃棄物（可燃物・不燃物・資源物・可燃性粗大ごみ・不燃物粗大ごみ）
（但し、有害物質は除く）
- 一般廃棄物の収集区域
村田町全域
- 処分の方法または一般廃棄物の搬入先
仙南地域広域事務組合 仙南クリーンセンター
" 仙南リサイクルセンター
株式会社こんの 仙南営業所
株式会社安藤仁七商店
- 条件
 - 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に従い、一般廃棄物の適正かつ効果的な処理を行い、環境保全と公害防止に万全を期すること。
 - 一般廃棄物収集運搬業の実績を月ごとに種類毎・排出者（場所）等の取り扱いをまとめ、翌月10日まで報告書を提出すること。
 - 本業務を継続して行う場合は、期間満了日から1ヶ月前までに許可申請をすること。
 - 本業務の遂行にあたっては、搬入施設の管理者及び町の指示に従うこと。